

# 3. 施策ごとの達成度評価（案）

- 3.1 総合治水対策特定17河川の流域整備計画において位置付けられている施策の概要
- 3.2 流域協議会の設置
- 3.3 流域整備計画の策定
- 3.4 治水施設整備の促進、治水緑地、多目的遊水地の設置、防災調節池の設置等
- 3.5 三地域区分
- 3.6 雨水貯留施設の設置
- 3.7 透水性舗装の適用等
- 3.8 下水道事業等内水対策における配慮
- 3.9 浸水実績図の作成・公表
- 3.10 浸水予想区域図の設定
- 3.11 災害危険区域の設定
- 3.12 土地利用における治水安全度の配慮
- 3.13 流域住民に対する理解と協力を求める働きかけ

### 3.1 総合治水対策特定17河川の流域整備計画において位置付けられている施策の概要

総合治水特定河川		伏籠川	鶴見川	新河岸川	中川・綾瀬川	真間川	神田川	残堀川	境川(神奈川)	引地川	目久尻川	巴川	新川	境川(愛知)	境川(岐阜)	大和川	猪名川	寝屋川	参照ページ
1. 治水施設整備の促進																			73、74
2	1. 浸水予想区域図の設定																		92
	2. 浸水実績図の作成・公表																		93、94
3. 三地域区分																			75～78
4	1. 治水緑地・多目的遊水地の設置																		79～82
	2. 防災調節池の設置																		83
	3. 雨水貯留施設の設置																		84
	4. 透水性舗装の適用等																		85～88
	5. 下水道事業における配慮																		90、91
	6. 市街地調整区域のうち治水上の機能を有する土地に対する配慮																		96
	7. 地域住民に対する理解と協力を求める働きかけ																		97～105
5	1. 災害危険区域の設定																		95
	2. 土地利用における治水安全度の配慮																		96
	3. 流域住民に対する理解と協力を求める働きかけ																		97～105

## 3.2 流域協議会の設置

すべての河川で流域協議会が設置されており、その下に幹事会や部会が組織されている。一部の河川を除き、担当者会議やイベント等を行い流域内の情報交換・伝達を図っている。

総合治水対策特定河川一覧表

平成15年10月現在

事業採択年次	河川名	流域総合治水対策協議会発足日	協議会	幹事会	部会	最近開催状況	その他、流域内での情報交換や伝達などが図れるような組織(システム)の設置状況
昭和54年度	鶴見川	55年9月3日				H9以降に部会開催、担当者会議は月1回以上開催	担当者会議、住民参加型勉強会等
	新河岸川	55年8月12日				H10.2部会、住民参加型勉強会はH14年度に8回開催	担当者会議、行政間調整会議等
	猪名川	55年9月27日				毎年協議会、幹事会を開催	担当者会議、ヒヤリング等
	引地川	55年11月7日				H7幹事会	
	境川(神奈川)	55年11月7日				H7幹事会	
	巴川	55年9月10日				H13.2幹事会	イベント準備会、静岡市との情報交換
	真間川	55年12月1日				H9.12作業部会、担当者会議は年2回開催	担当者会議、イベント準備会
	新川	55年9月3日		代表幹事会 分科会		H15.5協議会(毎年開催)	担当者会議、イベント準備会
昭和55年度	伏籠川	55年7月1日				H7.3協議会、担当者会議は毎年開催	担当者会議、イベント準備会
	中川・綾瀬川	55年8月12日				H12.7協議会、流域自治体ヒヤリングは毎年実施	担当者会議、ヒヤリング
昭和56年度	残堀川	56年10月21日				H13.2幹事会	
	目久尻川	56年9月4日				H7幹事会	
昭和57年度	大和川北部河川	58年2月17日				H15.5協議会(毎年開催)	担当者会議
	境川(愛知)	57年7月15日		代表幹事会 分科会		H15.5協議会(毎年開催)	担当者会議、イベント準備会
昭和63年度	神田川	1961年12月22日				H15.4部会、幹事会・部会は毎年開催	
	境川(岐阜)	平成元年3月3日				H15.11幹事会予定、住民参加型の勉強会を年10回程度開催	住民参加型勉強会
	寝屋川	60年11月20日				H15.5協議会(毎年開催)	担当者会議、イベント準備会等

直轄区間を含む。

総合治水対策は施策に応じた部局が協力して実施している。協議会はおおむね良好に機能し、関係部局が協議して、効果的な対策の確立を図っていた。流域全体の枠組みに役立っており、協議会は必要であった。

注) 協議会、幹事会及び部会に参加している関係部局を表示

河川名	河川部局	都市計画部局	住宅部局	土地部局	下水道部局	道路部局	農地部局
鶴見川							
新河岸川						×	
猪名川						×	×
引地川			×			×	
境川(神奈川)						×	
巴川							
真間川							
新川							
伏籠川						×	
中川・綾瀬川						×	
残堀川						×	×
目久尻川						×	
大和川北部河川						×	
境川(愛知)							
神田川						×	×
境川(岐阜)							
寝屋川			×			×	×

## 3.3 流域整備計画の策定

すべての河川で流域整備計画が策定されている。当初計画の目標期間を過ぎ、市街化率が目標を上回る河川等では、流域整備計画の見直し又は見直しを検討中の河川が多い。河道と流域の役割分担及び流域の地域特性に応じた対策の進捗について関係者の合意が図られ、各種施策が推進された。

平成15年10月現在

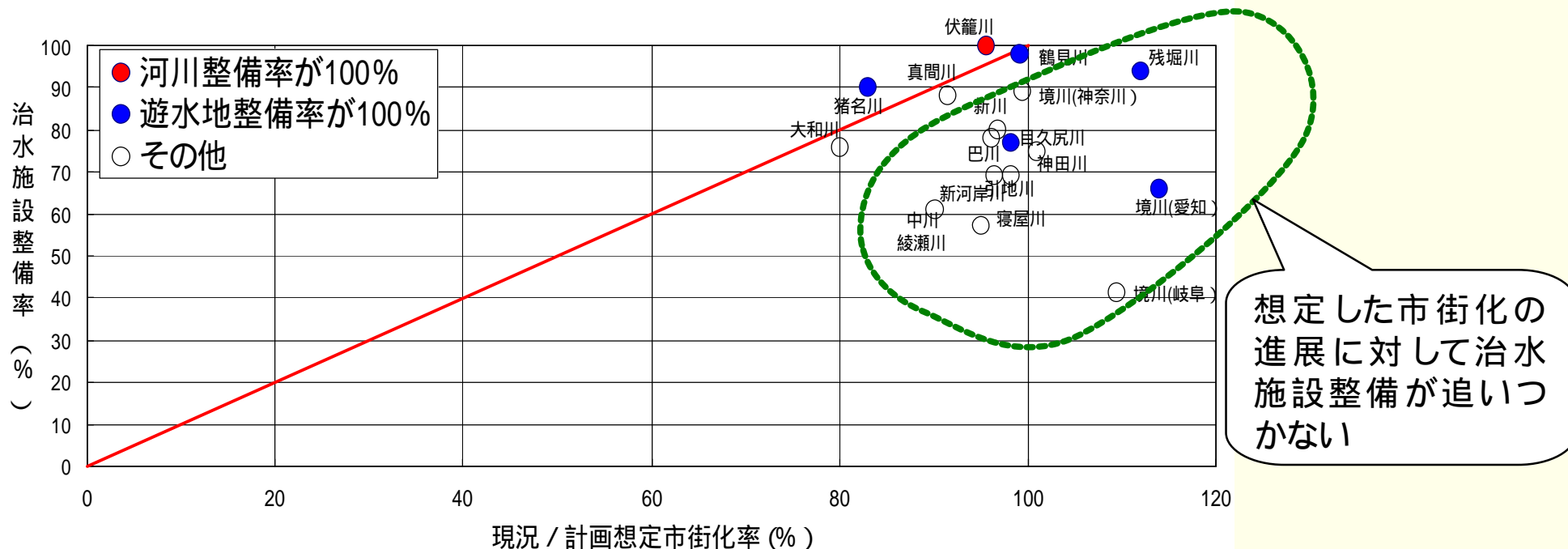
河川名	流域整備計画		整備目標 年次	計画 市街化率	現況 市街化率	見直し作業等の状況
	当初計画策定年	新計画策定年				
鶴見川	S55年9月3日	平成元年5月15日	H7	85.0	84.3	河川整備計画の策定、都市水害法の適用状況と合わせて見直しを進める
新河岸川	S57年8月3日		S63	50.0	48.2	見直し案を作成し関係機関調整中
猪名川	S57年3月29日		H3	38.4	31.9	河川整備計画の策定や新法の施行により、見直しも有り得る。
引地川	S56年5月13日	平成7年幹事会	H12	71.2	70.0	河川整備計画の策定に合わせて見直し作業を進める予定。
境川(神奈川)	S56年5月13日	平成7年幹事会	H12	72.8	72.4	河川整備計画の策定に合わせて見直し作業を進める予定。
巴川	S57年5月17日	平成11年3月26日	H20	52.0	50.0	見直す予定はないが、今後、新法への対応を鑑みながら河川整備計画を策定する
真間川	S58年3月29日		H5	71.0	65.0	平成15年度から変更作業を再開する。
新川	S57年2月15日		H2	64.0	62.0	現在作業中 (H173策定予定)
伏籠川	S56年3月26日	平成7年3月22日	H12	59.0	56.4	河川整備計画の策定に合わせて見直し作業を進める予定。
中川・綾瀬川	S58年8月4日	平成12年7月12日	H20	51.0	46.0	
残堀川	S57年8月25日		H3	66.0	74.0	現在、河川整備計画を策定中である。その検討とあわせて見直しを進める
目久尻川	S57年7月16日	平成7年幹事会	H12	56.6	55.6	河川整備計画の策定に合わせて見直し作業を進める予定。
大和川北部河川	S60年7月12日		H5	32.0	25.6	直轄区間の整備計画策定に合わせて見直す予定
境川(愛知)	S58年8月23日		H2	50.0	57.0	現在作業中 (H183策定予定)
神田川	平成元年4月22日		H7	95.5	96.5	平成16年度に見直しの予定。
境川(岐阜)	平成5年3月30日		H13	53.0	58.0	河川整備計画の策定に合わせて見直し作業を進める予定。
寝屋川	平成2年5月17日		H22	85.1	80.9	H14の河川整備計画策定、都市型水害対策検討委員会報告、流域対策の検討等を受け、改定について検討中

直轄区間を含む。

赤字：目標又は計画を上回る

### 3.4 治水施設整備の促進、治水緑地、多目的遊水地の設置、防災調節池の設置等

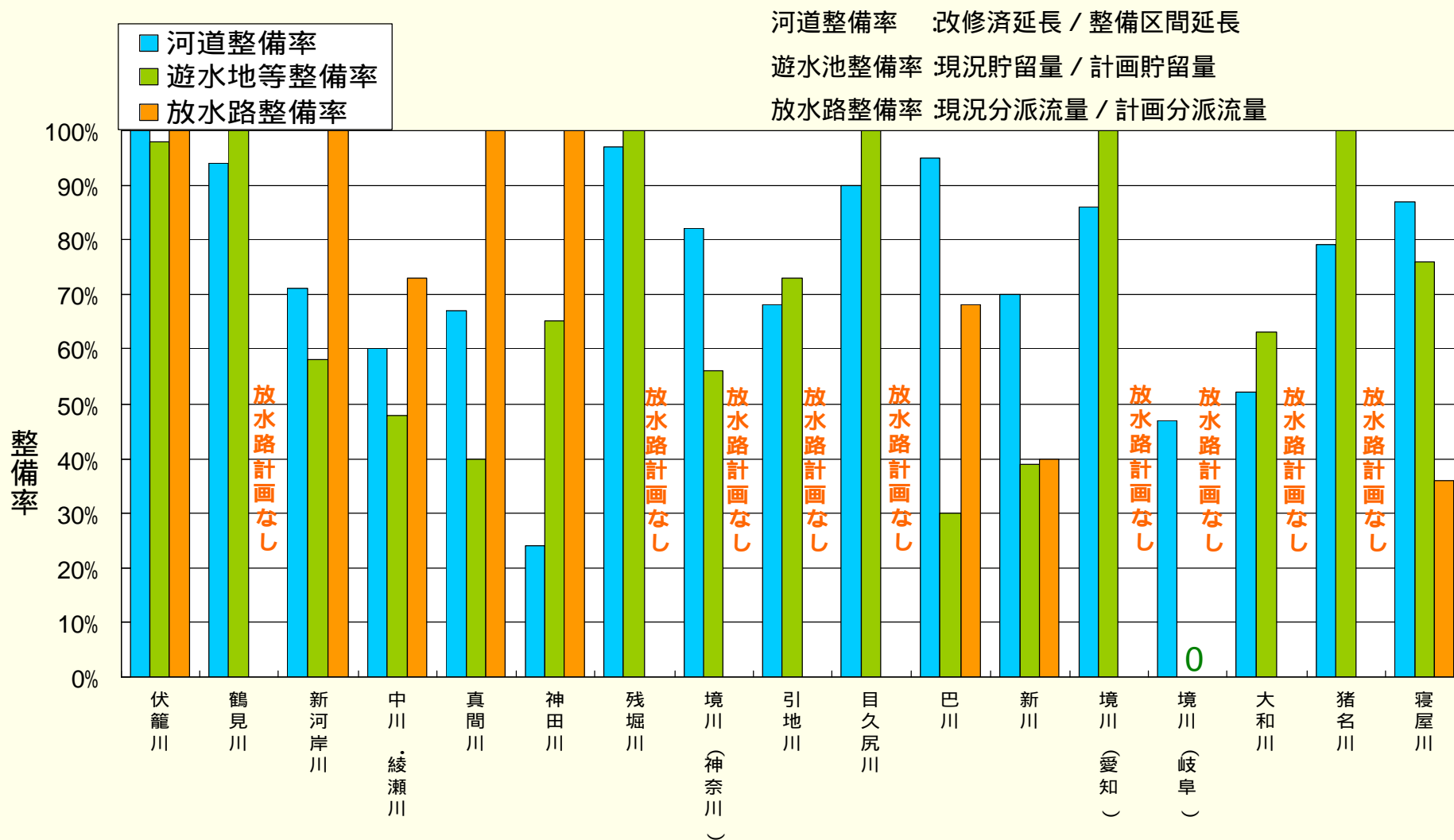
a) 投資の重点化により、治水施設整備は市街化の進展に対して一定程度対応。しかし、市街化の進展に対応できている河川とそうでない河川がある。時間的には当初の目標より時間を要している。



$$\text{治水施設整備率} = \frac{\text{(区間距離} \times \text{施設整備を考慮した流下能力)}}{\text{(区間距離} \times \text{基本高水流量*)}}$$

\* 時間雨量50mm相当の降雨に対応する基本高水流量

b) 整備目標に対する治水施設整備（河道、遊水地、放水路）の進捗率は、平均で70%程度である。



## 3.5 三地域区分

区分された地区毎の特性に合った(流域)対策を実施するため、土地利用状況及び地形特性を勘案し、流域整備計画の中で三地域区分を定めている。

三地域区分の設定	河川	備考
主に三地域に区分	13河川	
主に二地域に区分	3河川	残堀川 :保水、低地 低地 大和川 :保水、低地A・低地B 寝屋川 :山間自然地域、山麓都市地域、低地 都市地域
保水・遊水・低地地域としての設定はなし	神田川	市街地、自然地の分け 採択時点で既に都市化が進んでいた神田川では遊水地域に相当する未開発地域がない。



三地域区分別面積

(面積 km<sup>2</sup>、比率 :%)

河川名	保水地域		遊水地域		低地地域		合計		
	面積	比率	面積	比率	面積	比率	面積		
伏籠川	143.4	89.3	0.1	0.1	17.0	10.6	160.5		
鶴見川	187.5	79.8	4.5	1.9	43.0	18.3	235.0		
新河岸川	320.0	82.1	3.1	0.8	66.8	17.1	389.9		
中川・綾瀬川	563.64	57.1	251.33	25.4	172.42	17.5	987.39		
真間川	53.9	82.2	4.3	6.5	7.4	11.3	65.6		
残堀川	30.4	87.6	0.0	0.0	低地	2.3	6.6	34.7	
					低地	2.0	5.8		
境川(神奈川)	204.33	97.0	2.29	1.1	4.07	1.9	210.69		
引地川	65.13	97.3	1.27	1.9	0.51	0.8	66.91		
目久尻川	33.27	91.7	2.30	6.4	0.70	1.9	36.27		
巴川	75.0	71.4	5.0	4.8	25.0	23.8	105.0		
新川	189.68	72.2	19.53	7.4	53.42	20.4	262.63		
境川(愛知)	208.93	78.2	43.97	16.4	14.37	5.4	267.27		
境川(岐阜)	21.44	47.6	2.04	4.5	21.55	47.9	45.03		
大和川	448.0	62.9	0.0	0.0	低地A	139.1	19.5	712.0	
					低地B	124.9	17.6		
猪名川	357.06	93.2	1.34	0.4	24.6	6.4	383.0		
寝屋川	山間自然地域	41.5	15.5	0.0	0.0	低地都市地域	205.7	76.9	267.6
	山麓都市地域	20.4	7.6						

神田川 (S60代初期)	自然地				市街地		全体
	約 6	6			約 99	94	105

いくつかの河川では遊水地域内で開発 (盛土) が行われている事例が見受けられる。

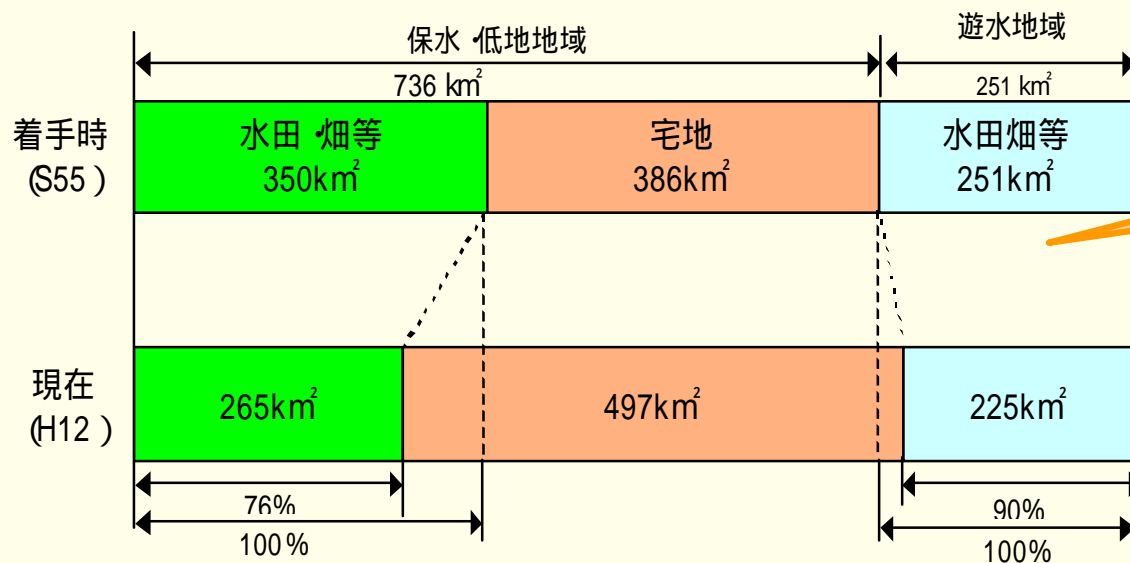
遊水地域の設定状況	河川名	開発面積の割合
遊水地域の設定あり	伏籠川	0%
	猪名川	0%
	鶴見川	遊水地域の33% (盛土によるものが約9割)
	新河岸川	遊水地域の11% (盛土のみしかない)
	中川 綾瀬川	遊水地域の10%
	真間川	遊水地域の7%
	新川	遊水地域の13%
	境川 (愛知県)	遊水地域の7%
遊水地域の 設定なし	残堀川	
	大和川	
	神田川	
	寝屋川	

注)その他の河川については不明 (調査中)

三地域区分により遊水地域の開発に対して一定程度の歯止めがかかっており、遊水地域への配慮を引き続き行っていくことが重要である。

3地域区分を行ない遊水地域への土地利用上の配慮がなされたことにより、中川 綾瀬川では約1,050万m<sup>3</sup>の遊水機能量が確保されたと推定される。

中川 綾瀬川

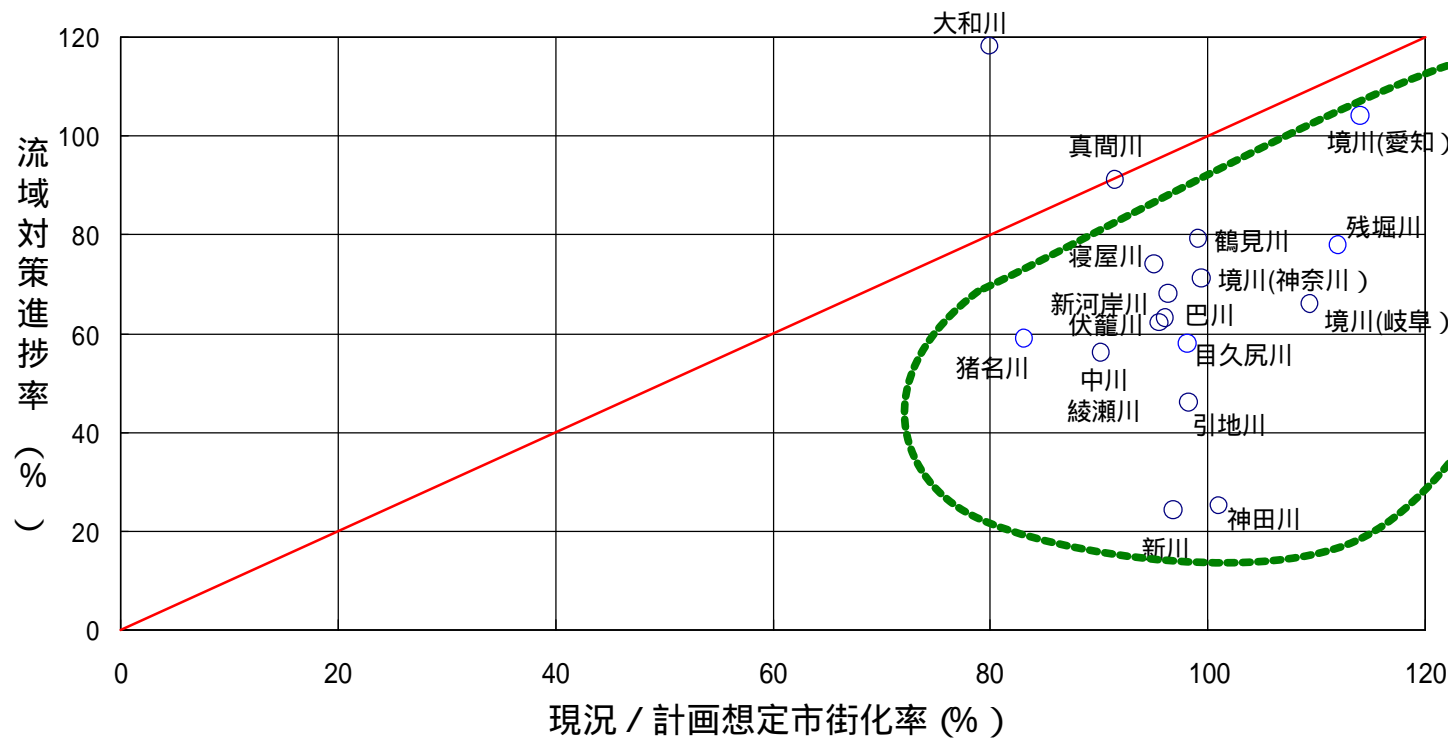


遊水地域での土地利用上の配慮が行われず保水 低地地域なみに開発が進行していた (遊水地域の保全率90% 76%) とすると、遊水地域内の宅地面積は26k m<sup>2</sup> 61km<sup>2</sup>に増大していた (+ 35km<sup>2</sup>)

遊水地域内で30cm程度の湛水を許容していると仮定すると、遊水地域の土地利用上の配慮がなされたことにより約1,050万m<sup>3</sup> (河川管理者が造る遊水地の計画容量1,490万m<sup>3</sup>の約71%) の遊水機能量が確保されたことになる。

### 3.6 雨水貯留施設の設置

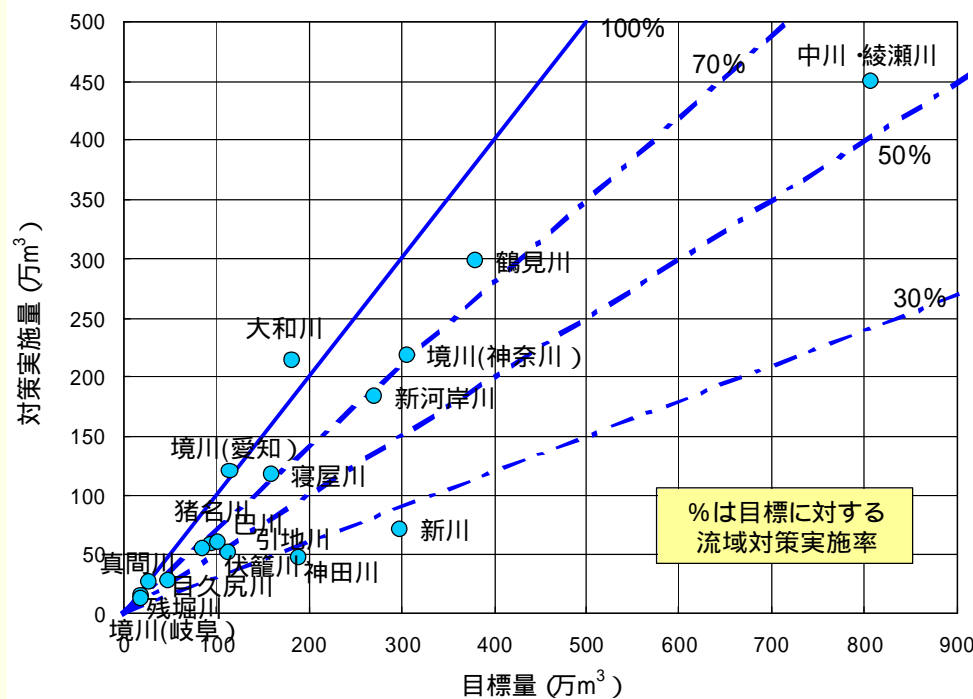
すべての河川で新規開発地対策と既成市街地対策が実施されており、一定程度の効果を発揮しているが、対策が遅れている河川が多い。



市街化の進展に対して流域対策整備が追いつかない

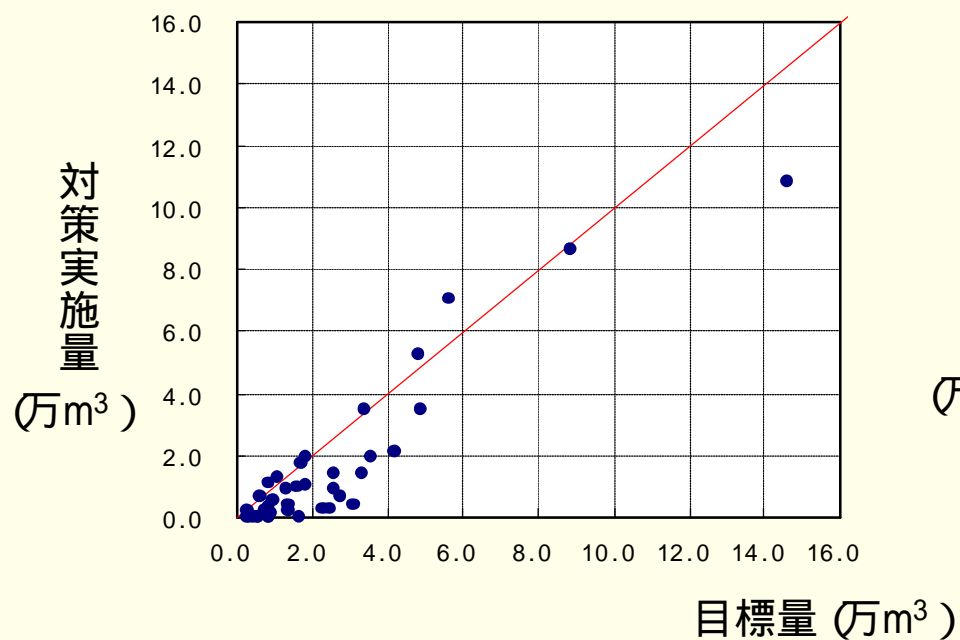
流域対策の目標量に対する実施率は、平均70%程度であるが、30%を下回るような河川もいくつかある。

既開発地対策（公共分）において目標を達成できていない理由として、財政的事情を挙げるところが多い。

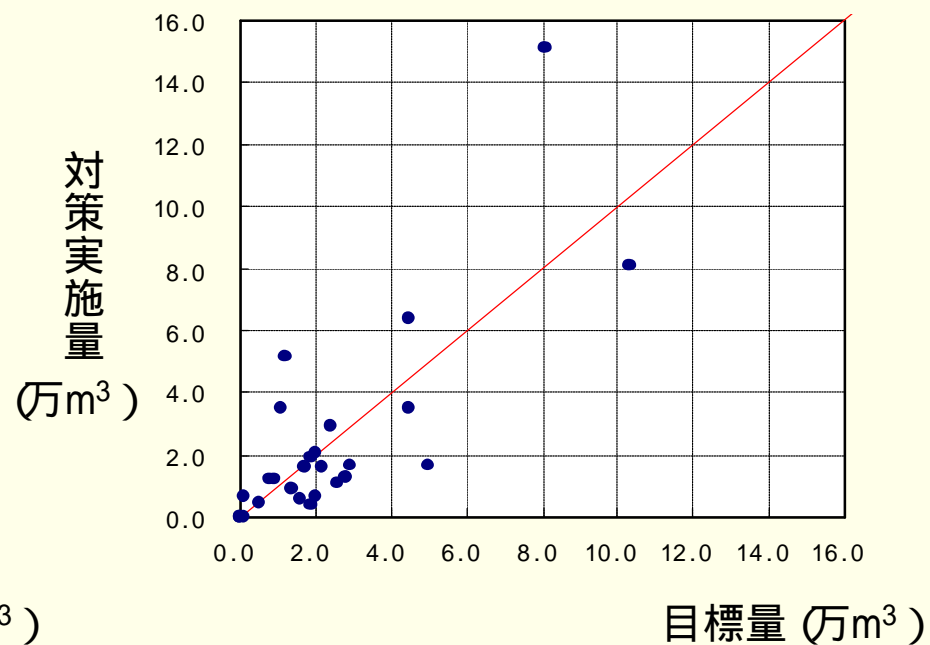


河川名	新規開発地対策 (主として民間)			既開発地対策 (公共)		
	目標量 (万m <sup>3</sup> )	対策実施量 (万m <sup>3</sup> )	/ 進捗率 (%)	目標量 (万m <sup>3</sup> )	対策実施量 (万m <sup>3</sup> )	/ 進捗率 (%)
伏籠川	42.00	36.46	87	51.80	21.70	42
鶴見川	281.98	266.13	94	97.80	32.40	33
新河岸川	207.50	119.78	58	62.50	63.44	102
中川 綾瀬川	713.14	390.62	55	93.15	59.66	64
真間川	15.30	12.70	83	13.30	13.30	100
神田川	190.05	47.70	25			
残堀川	14.55	14.57	100	4.76	0.57	12
境川 (神奈川)	153.90	144.69	94	152.48	73.75	48
引地川	51.66	31.71	61	61.38	20.37	33
目久尻川	28.32	16.55	58	19.34	10.94	57
巴川	45.30	32.05	71	40.70	22.40	55
新川		48.04			23.23	
境川 (愛知)	102.82	102.49	100	12.92	17.74	137
境川 (岐阜)	13.50	9.40	70	5.90	3.36	57
大和川		82.74			131.58	
猪名川	71.50	38.00	53	31.41	22.79	73
寝屋川		26.27			91.92	

既開発地対策 (公共分) の実施状況 (進捗率) は、自治体ごとにまちまちである。



中川・綾瀬川流域

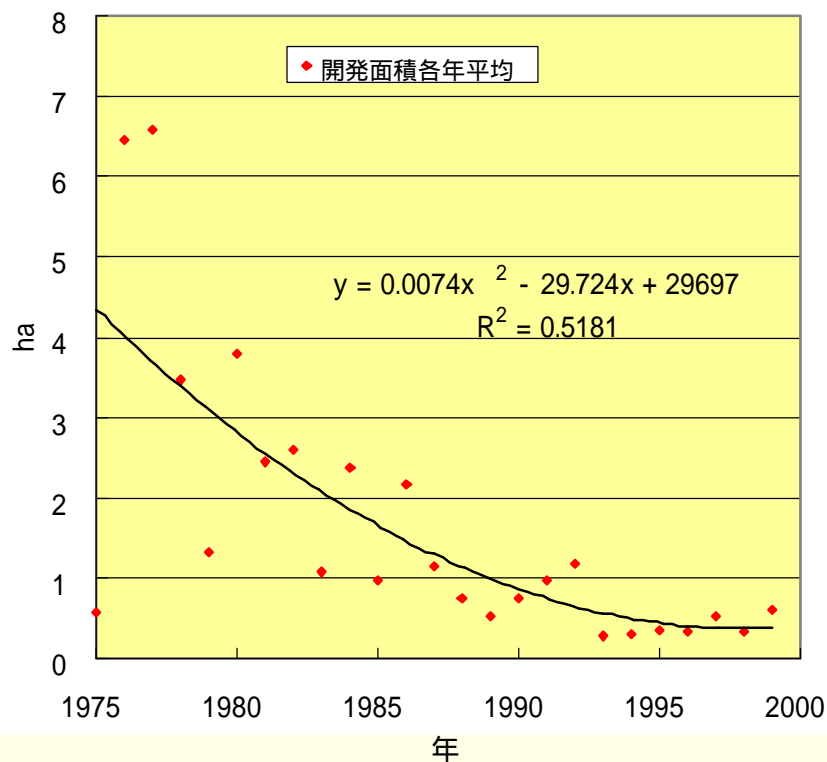


新河岸川流域

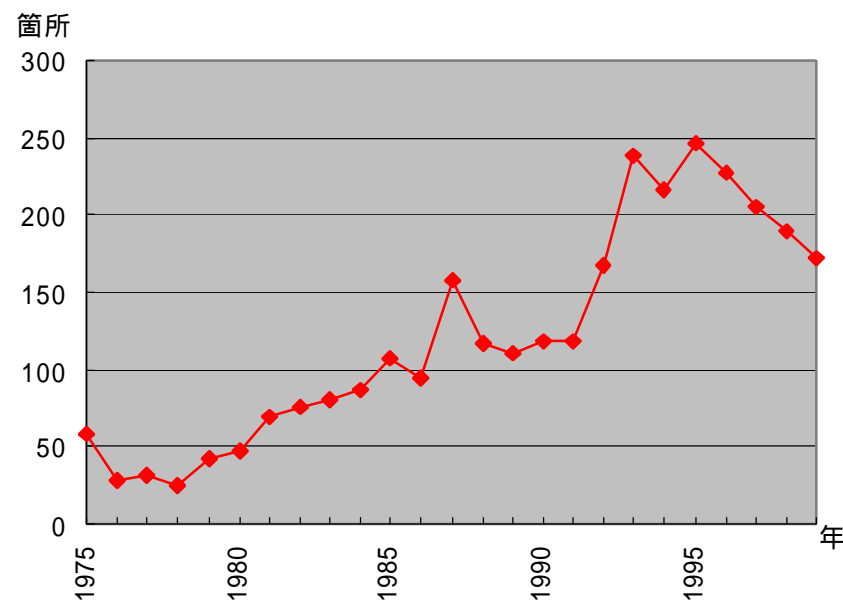
新規開発地対策に対しては、小規模開発の増加により十分に捕捉できていない。

### 近年開発面積は小規模化

鶴見川流域の平均開発面積の推移



開発数の推移



国交省調査資料より作成

## 調整池が埋め立てられている事例が見られる。

鶴見川流域内で民間が所有する防災調節池13箇所(貯水量12,300)が埋め立てられ機能が消失。



埋め立て前

埋め立て後



既成市街地対策である、学校・公園貯留は管理者との調整が必要なため、進捗には限界がある。

アンケート調査より、4河川が既成市街地対策の目標を達成できない理由として、学校・公園貯留に関する調整の問題を挙げている。

	既成市街地対策の目標を達成できない理由
伏籠川	流域貯留浸透事業は、学校・公園の公共敷地を利用していることから、工事の際は施設の使用に支障を与えるため、学校及び公園の行事との調整や代替施設の確保の問題があるため、1年に実施できる箇所が限られる。
中川 綾瀬川	学校貯留は関係者の理解が得られないケースもある。
境川 (神奈川)	流域整備計画の貯留対策量は各市町村の開発許可申請において法的強制力を持っていないため、現場条件や公園法などに基づく他の開発指導との調整をおこなう中で、貯留量が縮小されているケースがある。
寝屋川	学校・公園等管理者との調整